

「公益目的資産」に関する規程  
平成 29 年 10 月 13 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会「(以下、「当法人」という。)  
における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行規則(平成  
19 年 9 月 7 日内閣府令第 68 号。以下、「規則」という。)第 22 条第 3 項第 1  
号の「公益目的保有財産」に関し必要な事項を定め、その適切な執行を確保  
することを目的とする。

(定義)

第 2 条 公益目的資産(以下、「資産」という。)とは、定款第 4 条に定める事業を継続  
するため公益目的事業の用に供するために継続して保有している資産のこ  
とをいう。

(運用管理)

第 3 条 資産を運用する場合は、別に定める資金運用規程の規定に基づき運用す  
る。

2 資産を運用しない場合は、理事会の決定により以下のいずれかで管理する。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 元本保証の円建て金銭信託
- (3) 日本国債

(運用益)

第 4 条 資産から生ずる運用益は、公益目的事業または法人運営に充当することが  
できる。

(積立)

第 5 条 資産は、定款第 4 条に定める事業を継続するために必要な額を理事会の承  
認を得て積立てることができる。

(取崩)

第 6 条 資産は、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合を除いて取り崩すことは  
できない。ただし、社会情勢の激変または複数年において赤字が続いた場合  
は、理事会にて必要な額ならびに用途目的の決議を経て取り崩すことができ  
る。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。